

昭和45年4月10日

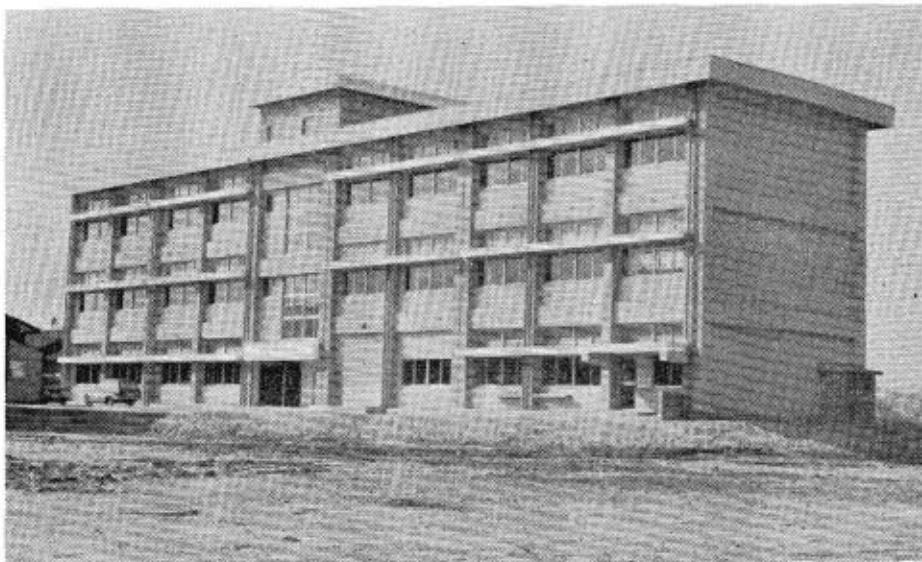
No. 101

秋穂町広報

人口と世帯数

(4月1日現在)

人 口	9498 人
男	4523 人
女	4975 人
世 帯 数	2340世帯



↑ 完成をみた秋穂小学校校舎 ↓ 給食センター



昭和四十四年度事業として、昨年七月二十五日から工事を始め約八ヶ月を要して、三月十日デラックスな三階建校舎(第一期工事)及び建校舎(第二期工事)及び又、給食センターは新学

給食センターが完成新校舎には児童が一部引越し、明るい校舎で授業が始まることより、給食センターが実施されます。

期より事業を始め、小・中学校児童生徒全員の給食が実施されます。

秋穂小学校 校舎及び 給食センター完成

たばこは
町内
買いましょう

昭和45年は

— 時間を大切に — 時間を守ろう —
約束に時間 集まりに時間 終わりに時間
スリー・タイムでいこう！

○ 「とじこんで保存しましょう」 ○



新しい秋穂町章きまる

町章の意義 周囲の丸は町民の団結と和を、中央は鳩の形で平和を表わし、三方の突出しで産業及びその発展躍進を意味するとともに秋穂町の「ア」を表現したもの
(昭和四十五年四月一日秋穂町告示第三号)

第一回定例町議会終る

四十五年度一般会計予算額、
三億五千貳百四拾六万円

昭和四十五年度予算等の
議案が三月七日より二十日
まで審議され全議案が、可
決成立しました。
一般会計補正予算(第四回)

二、昭和四十四年度秋穂町
国民宿舎特別会計補正予
算(第二号)
三、昭和四十五年度秋穂町
交通灾害共済事業特別会
計補正予算(第一号)
四、昭和四十五年度秋穂町
一般会計予算

六、昭和四十五年度秋穂町
国民宿舎特別会計予算
七、昭和四十五年度秋穂町
交通灾害共済事業特別会
計予算

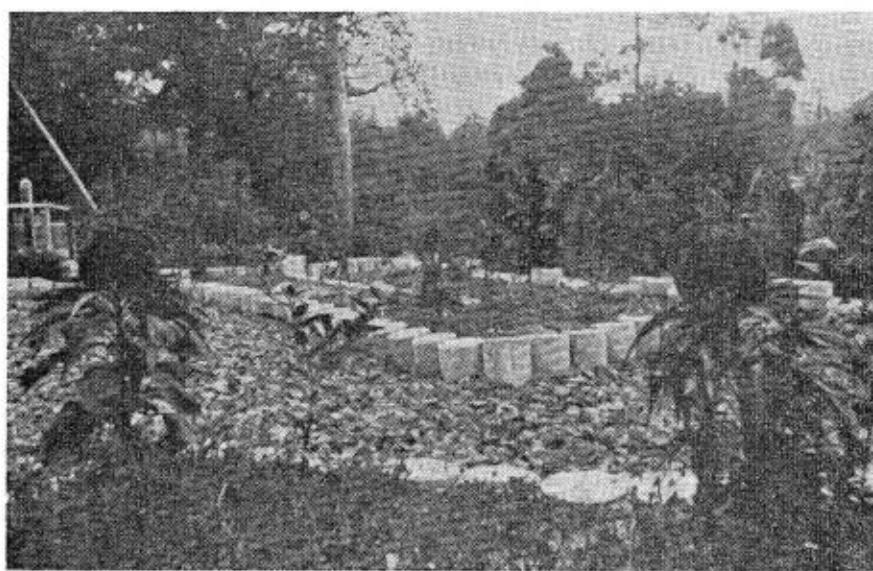
八、秋穂町国民年金印紙購
入基金の設置および管理
に関する条例の一部を改
正する条例

十一、秋穂町消防団条例の
一部を改正する条例
十二、秋穂町児童手当支給
の給与に関する条例の一
部を改正する条例
十六、秋穂町教育委員会教
育長の給与及び勤務時間
に関する条例の一部を改
正する条例

歳入		45年度一般会計予算 (千円)	歳出		(千円)
款	金額		款	金額	
1. 町 税	44,691		1. 議 会 費	5,674	
2. 自動車取得税交付金	2,500		2. 総務費	43,305	
3. 地方交付税	130,000		3. 民生費	28,240	
4. 交通安全対策特別交付金	120		4. 衛生費	4,831	
5. 分担金及び負担金	7,243		5. 農業費	61,641	
6. 使用料及び手数料	990		6. 商工費	2,723	
7. 国庫支出金	50,786		7. 土木費	40,959	
8. 県支金	21,117		8. 消防費	1,654	
9. 財産収	1,219		9. 教育費	134,045	
10. 寄付金	1		10. 災害復旧費	22	
11. 繰入金	24,500		11. 公債償還費	22,569	
12. 繰越収	15,000		12. 予備費	6,797	
13. 諸債	2,093				
14. 町債	52,200				
歳入合計		352,460	歳出合計		352,460

歳入		45年度国民健康保険特別会計予算 (千円)	歳出		(千円)
款	金額		款	金額	
1. 国民健康保険税	23,893		1. 総務費	4,690	
2. 一部負担金	1		2. 保健費	62,485	
4. 使用料及び手数料	15		3. 保健施設費	1,275	
5. 国庫支出金	44,550		5. 公債償還費	50	
6. 県支金	77		6. 支出費	12	
9. 繰越収	1			378	
10. 諸債	1				
11. 諸債	352				
歳入合計		68,890	歳出合計		68,890

花いっぱいで明るい 郷土づくりを!



花は太陽の子です。心よい春の日ざしにさそわれて、春の花が目さめました。さあ、みなさん町民あげて花いっぱい運動をもりあげましょう。

(1) 町公民館では花いっぱい運動のねらいとしてだれもがもつてゐる美

(2) 一人／＼が花をつくり(3) 花を通じてゆたかな心を深めましょう。(4) みんなで花をつくりあ

保安林のいろいろ

(1) 保安林
災害防止から保健まで
それはたしかに地味でない
しかし、経済林と同様に、
見方によつてはそれ以上に
社会や公共のためにつくし
ているのです。
林地を荒らさずに維持する
ためには、たらきを特に活用する
ために指定された保安林を
水源かん養保安林といいま
す。
水源かん養のはたらきは
、わが国のように山が多く
ころでは、重要なたらきを
します。洪水を防ぎながら
しかも雨の降りかたが六月
から九月に多く、二月から
三月までは極めて少ないと
ころでは、たらきは
巨大なダムのはたらきに似
ていますが、森林のこのは
たらきに見合ったダムを作
るとなれば、巨大な規模のも
のとなります。

(2) 水源を養うはたらき
水源かん養保安林
森林が茂つていてあるところ
に雨が降つたとすれば雨は
いつたん枝葉に支えられて
除々に滴り落ち、あるいは
立木の幹を伝わって地表に
達するので、直接、地表に
雨が降る場合に比べて、地
中に滲透する割合が著しく
大きくなります。(その量は
降水量全体の三五%になります。)
これが、湧水となる
層山地に貯えられる水量が
多くなります。

（その量は、川の水量も一時に増す
ことがなく、平均した流れ

山岳地帯に被覆物—森林は
海水中の小滴を含む風を、なんち
によってさえぎり、その森

林（または防潮林）といいます。この場合には、防風林と潮害防備林とのはたらきはほとんど同じと考えられます。しかし、森林は風致をよめに設けられるものもあります。この場合には、津波や高潮を防ぐために、設けられるものもあります。この場合には、海岸の砂地を埋め、さらに下流に堆積して、洪水の被害を大きくします。また、流出する土砂は、だんだん河床を高くして、ついには天井川にしてしまう場合もあります。そ

れで、森林のこのはたらきは、海岸の砂地を埋め、家庭にまで吹きびに内陸へ吹きつけて、耕地を埋め、家屋にまで吹きこむ、などの被害を与えるのです。この作用は緩慢な場合でも、不斷に行なわれるのです。この飛砂をおさえ、後方で吹きだまされるはたらきがあります。

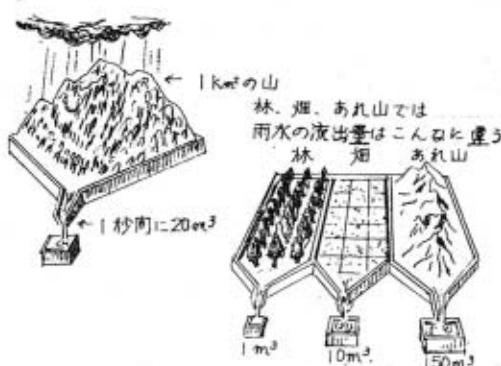
（3）飛砂をおさえるはたらき
飛砂防備保安林
海岸の砂は、風が吹くたびに内陸へ吹きつけて、耕地を埋め、家庭にまで吹きこむ、などの被害を与えることがあります。この飛砂をおさえ、後方で吹きだまされるはたらきがあります。

（4）防風・防潮のはたらき
防風保安林
森林がついたてのよう役目をして、防風のはたらきをすると、これは、急傾斜地の山腹を、多量の雪が猛烈な勢いですべり落ち、恐ろしい危害を人々などに与えます。なだれを防ぐための森には、なだれと吹雪の害があります。

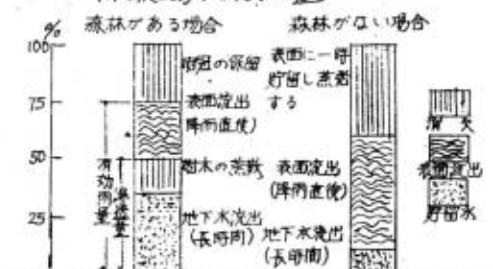
（5）雪害を防止するはたらき
雪害防止保安林
海岸の砂は、風が吹くたびに内陸へ吹きつけて、耕地を埋め、家庭にまで吹きこむ、などの被害を与えることがあります。この飛砂をおさえ、後方で吹きだまされるはたらきがあります。

（6）保健・風致維持のはたらき
保健保安林
海岸の砂は、風が吹くたびに内陸へ吹きつけて、耕地を埋め、家庭にまで吹きこむ、などの被害を与えることがあります。この飛砂をおさえ、後方で吹きだまされるはたらきがあります。

（7）森林がもつとも安定した自然の被



山地に森林がある場合とない場合とでは
雨水の流れ方がこんなに違う



（8）森林がもつとも安定した自然の被

塩分を通過しようとする場合に、その森林を潮害防備林（または防潮林）といいます。この場合には、防風林と潮害防備林とのはたらきはほとんど同じと考えられます。しかし、森林は風致をよめに設けられるものもあります。この場合には、海岸の砂地を埋め、家庭にまで吹きこむ、などの被害を与えることがあります。

（9）森林がもつとも安定した自然の被

森林は、なだれの原因となる雪庇を作らないようにすること、雪がすべてだしたもののが弱めたりしたものの勢いを弱めます。この場合には、防風林と潮害防備林とのはたらきはほとんど同じと考えられます。しかし、森林は風致をよめに設けられるものもあります。この場合には、海岸の砂地を埋め、家庭にまで吹きこむ、などの被害を与えることがあります。

（10）森林がもつとも安定した自然の被

空気はオゾンに富み、高山および海岸の林は結核の治療などに効果があるといわれています。

（11）森林がもつとも安定した自然の被